

春の運動ニュース

川越・東松山民主商工会 2020年2月12日 NO.4

川越市小仙波町3-15-5 TEL049-222-4344 FAX 049-225-0340

 <https://www.facebook.com/kawagoehigasimatuyamaminsyo>

こんなに大変！？区分経理、できてますか？

各地で開催の1回目班会にて、制度の説明と、使える経費・控除の紹介やっています

昨年10月から、区分記載請求書等保存方式が導入されました。まだまだ会員さんの中でも、区分経理を取り組んでいない方がいらっしゃいます。

請求書やレシートに関しては、今までの書き方に加え、①軽減税率の対象である商品とわかるようにする（※印など）こと。②税率ごとに区分して合計した対価の額（税込みにて）を記載することになっています。

軽減税率を適用する飲食業や食料品販売業の方が特に必要になっています。

交際費、福利厚生費、新聞図書費に区分経理が必要

帳簿を分ける区分記帳に関しては、すべての業者が帳簿に8%、10%を帳簿で分ける必要があります。①交際費（自販機の缶コーヒーなど）、②福利厚生（従業員用のお茶っ葉など）、③新聞図書（週2回以上発行の新聞）がそれにあたります。

手書きの帳簿ですと、①10%合計②軽減8%合計③非課税合計④その日の合計の4段で記載することとなります。

1カ月の合計も、3種類それぞれの合計とその経費の合計を記載します。班会に参加した会員さんからも、「複雑すぎてわけがわからん」と声が出ています。

昨年の台風被害など自然災害、盗難、横領被害は雑損控除が使えます

今回の確定申告書は、雑損控除・医療費控除・寄付金控除の記載場所が変わりましたので、注意が必要です。自然災害に関しては、5万円を超える損失額が3年繰り越して控除できます。

医療費控除では、領収書自体を提出できるのは今回の申告までです。3か月ごとに届く市役所からのハガキや協会けんぽなどから届くお知らせを保管しておいてください。

2023年10月からの「適格請求書等保存方式」導入からは、罰則規定あり

2023年までの区分請求書について罰則はありませんが、2023年10月から始まるインボイス制度導入から始まる適格請求書等保存方式では、請求書などの発行にあたって懲役・罰金の罰則が決められています。

班会では、全商連のYouTubeアニメ動画を見ながら制度を学び、インボイス導入阻止へ向けた話し合いを行っています。知り合いの業者仲間に2023年から始まるインボイス制度の怖さを知らせ、制度を中止、消費税5%に戻させる運動を進めましょう。

「区分記載請求書」

(イメージ)

請求書

〇〇御中

◎年□月分 21,800円 (税込)

□月1日 牛肉 2kg ※ 5,400円

□月8日 割りばし4組 5,500円

合計 21,800円

(10%対象 11,000円)

(8%対象 10,800円)

△△(株)

「※」は軽減税率対象であることを示します。

1回目の申告班会（現在まで66回、142名が参加）で出た質問の一部

Q、人工での仕事なので経費が少ない。国保が高すぎるのをなんとかしたい

A、国保は都道府県化の影響で毎年税額が上がっています。中小機構が行っている「セーフティー共済（倒産防止共済）」の掛け金は経費にできるので、住民税・所得税だけでなく国保、事業税も軽減されます

Q、高齢だが、2023年にインボイス番号は必要か

A、仕事が減っても応援などで呼ばれた時、インボイス発行業者でないと不利益を生じる場合があります。領収書を発行することのない屋台のお店、整体師、理容店などは今まで通りの免税業者で通せるかもしれません。

Q、小規模企業共済等掛金控除って何？

A、3つあります。①中小業者が入れる退職金共済。②60歳（今後は65歳）まで加入できるiDeCo（拠出型年金）。③市町村が行う心身障がい者扶養共済制度です。



春のなんでも相談会（川越）34組の相談者が参加 3名が入会

9日、ウェスタ川越にて、生活と健康を守る会と共催で春のなんでも相談会を開催。2時間の相談会に34組の相談者が訪れました。

確定申告の時期でもあり申告の相談が多く、還付金の請求、土地や株式の譲渡などの説明を行いました。

自主計算・自主記帳の大切さを話し、相談に来た自営業者3名が入会となりました。

今週2/16（日）は、10時～12時の時間で、東松山市民文化センターにてなんでも相談会を開催します。午後からは、拡大宣伝行動に取り組みます。

春の拡大行動 2/16（日）13:30～ 川越事務所、東松山センター集合



2月の日程 自主計算会木曜日 13:30～川越=2/20、3/5 東松山=2/13、2/27
13（木）川越東班会 19:00～やまぶき会館 14（金）東松山北班会 13:30～平野活動センター、理事会 19:00～ 民主市政の会川越市長懇談 18:00～ 15（土）南古谷班会 13:30～南古谷公民館（2回目） 16（日）税金なんでも相談会 10:00～東松山市民文化センター 13:30～拡大宣伝行動 17（月）高階班会 13:30～龍門（2回目）、比企班会 13:30～/18:30～嵐山ふれあい交流センター、南古谷班会 19:00～南古谷公民館（2回目） 18（火）かすみ名細班会 13:30～霞ヶ関北公民館（2回目）、東松山南班会 13:30～/18:30～東松山市民文化センター（2回目） 19（水）川島班会 13:30～フラットピア川島（2回目）、大東班会 13:30～/19:00～大東市民センター（2回目） 20（木）かすみ名細班会 19:00～川鶴公民館（2回目） 21（金）川越東班会 13:30～やまぶき会館（2回目）、高階班会 13:30～高階公民館（2回目）、吉見班会 18:30～フレサよしみ（2回目）

※2回目の班会は、1回目の班会に参加された方が最優先です。相談途中でも、1回目参加者を優先します。※消費税の申告は、まず班会の中で課税方式と数字を確認しますので、班会に参加ください。※パソコン会計の方、2回目の班会会場では申告作成・確認ができない可能性がありますので、自主計算会にご参加ください。